

# 平成29年度亘理町家庭的保育施設整備事業 事業者募集要領 (平成30年度開設)

亘理町の利用待機児童数は、平成29年7月末現在70人で、ほぼ低年齢児（乳児32人、1・2歳児が37人）が占めています。また、3歳以上児の待機は、途中申し込みのあった4歳児1人となっていますが、概ね定員通り入所している状況です。

今後の見通しとして、出生率が横ばいで推移しており、低年齢児の人口減少が緩やかであることや、女性の就業率の上昇や働き方の多様化等により、引き続き保育需要は高い状態が続くものと考えられます。

そのため本町では、子ども・子育て支援事業計画（H27年度～H31年度）に掲げる保育施設の整備を早期に行い、待機児童の解消及び定住促進を図ることとしています。

今般、本町内において家庭的保育施設を設置する個人（家庭的保育者）または法人事業者を次のとおり募集します。

## 1. 募集する事業者

個人（家庭的保育者）・法人は問いませんが、事業を実施する建物等を独自に確保できる事業者を対象とします。

## 2. 募集する家庭的保育施設の形態・条件

### (1) 事業の形態

児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

### (2) 施設の開設地域

亘理小学校または逢隈小学校の学区内

### (3) 募集する個人または事業者数

1人（事業所）

### (4) 開設の時期

平成30年4月（詳細は亘理町と協議のこと）

### (5) 保育実施場所及び保育内容等の要件

亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日条例第18号）に基づき実施すること。

#### ①保育時間

午前7時から午後6時までの範囲で原則8時間の保育を実施すること。ただし、保護者の労働時間等を考慮して可能な限り保育所の保育時間に準じた保育を実施するよう努めること。

#### ②給食を提供すること。

#### ③特別保育

原則として地域活動事業を実施すること。また、障がい児保育の実施に努めること。

#### ④その他

乳児保育（生後6ヶ月以上児の受入）、情報の提供、相談及び助言、近隣住民への配慮（送迎や物品搬入等車両対策）

### 3. 応募資格

応募事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

#### (1) 個人要件

- ①保育士等の資格を有する者、または子育て経験のある者で家庭的保育者の研修を修了した者（平成30年3月31日までに修了見込みの者を含む）。
- ②平成30年4月1日現在、満63歳以下で継続して5年以上事業を実施できる者。（家庭的保育者は原則68歳まで事業実施が可能とされています）
- ③本町の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- ④亘理町家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年9月30日規則第22号）に規定する要件を満たす事業者であること。
- ⑤同居している家族等に就学前児童または介護を必要とする人がいない者  
※ただし、家庭的保育者以外に保育または介護できる者がおり家庭的保育事業に専念することができる場合は可能とします。
- ⑥児童福祉法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者  
（ア）成年被後見人又は被保佐人  
（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者  
（ウ）この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者  
（エ）児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により保育士登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者  
（オ）児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- ⑦町民税の滞納をしていない者
- ⑧亘理町暴力団排除条例（平成25年3月8日条例第12号）に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- ⑨家庭的保育者を補助する家庭的保育補助者を配置できる者
- ⑩給食調理員を配置できる者（委託の場合を除く）

#### (2) 法人要件

- ①社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している事業者であること。
- ②本町の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- ③亘理町家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年9月30日規則第22号）に規定する要件を満たす事業者であること。
- ④事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実施指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。
- ⑤事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑥事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- ⑦亘理町暴力団排除条例（平成25年3月8日条例第12号）に規定する暴力団でないこと。また、事業者の役員等に暴力団員がいないこと。
- ⑧その他、町長が必要と認める条件を満たしていること。

#### 4. 運営内容等

- (1) 保育施設の整備・運営については、「亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日条例第18号）」及びその他関係法令に適合するものであること。
- (2) 事業者自らが事業を実施し、保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- (3) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- (4) 町立保育所等の町内保育施設と連携・交流を行い、互いに保育の資質向上を図ること。
- (5) 町が求める事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。
- (6) 町が定める苦情解決の仕組みを整備すること。
- (7) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (8) 保育を実施する敷地内には、十分な送迎用の駐車場等を確保すること。
- (9) 職員の配置等について、以下の項目を満たす事業者であること。
  - ①保育に従事する者は、家庭的保育者の研修を修了し保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者とする（ただし、家庭的保育補助者は町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者であること）。
  - ②自園調理を実施する場合は調理員を配置すること。
- (10) 保育事業について、以下の項目を考慮し実施すること。
  - ①保育内容については、「保育所保育指針」（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を基本とし、保育計画・指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。
  - ②利用児童への健康診断、歯科健診を実施するとともに、嘱託医との連携を図ること。
  - ③保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させること。
  - ④利用児童については、施設内での事故等に関する保険（家庭的保育全国連絡協議会保健制度等の賠償・傷害保険）に加入すること。
  - ⑤宗教的活動の多様化に配慮し、宗教的な行事を行う場合は、事前に保護者に説明し、理解を得たうえで実施すること。
  - ⑥保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を積極的に行うこと。
  - ⑦本町の子育て支援施策を理解し積極的に協力すること。
- (11) 給食・調理について、以下の項目を考慮し実施すること。
  - ①給食は、自園調理方式または委託とする。
  - ②給食は、管理栄養士または栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
  - ③アレルギー体質の乳幼児に配慮した給食を実施するほか、離乳食など年齢や乳幼児の特性に対応した給食とすること。
  - ④調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。
  - ⑤調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じること。

(12) 事業所の開園日及び休園日は次のとおりとします。

①開園日

月曜日～土曜日

※保育時間は、保育所の開設時間（午前7時から午後6時まで）に準じ事業者が決定します。

②休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）。

(13) 運営費等について

①運営費については、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費として亘理町から支払います。

②その他各種事業については、「亘理町私立保育園等運営事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付することができます。

(14) 保育料

保育料の額は、亘理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例に基づき町が決定し、徴収は事業者が行います。

また、地域型保育給付費については、事業者が徴収する保育料を差し引いた額を支払います。

(15) 保護者の費用負担（保育料以外）について

①保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、町と協議のうえ承認を得ること。

②保護者から施設使用料的な負担金は徴収しないこと。

③保護者会（父母の会）などの会費の額は、保護者に委ねること。

## 5. 申込方法

家庭的保育施設の開設場所等について、事前に確認する必要があることから、はじめに「亘理町家庭的保育施設整備事業エントリーシート」にて意思表示をいただき、次に「亘理町家庭的保育施設整備事業申込書」を提出いただきます。

(1) 受付場所

亘理町子ども未来課子育て支援班（亘理町字下小路7番地4）

(2) 受付期間

①亘理町家庭的保育施設整備事業エントリーシート

平成29年9月11日（月）から平成29年9月25日（月）まで  
（土・日曜日、祝日を除く）

②亘理町家庭的保育施設整備事業申込書（添付書類含む）

平成29年9月20日（水）から平成29年10月10日（火）まで  
（土・日曜日、祝日を除く）

※エントリーシートの提出がない事業者の申込書は受け付けできませんので、ご注意ください。

(3) 受付時間

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分

(4) 提出書類

①互理町家庭的保育施設整備事業エントリーシート 1部

②互理町家庭的保育施設整備事業申込書（様式1～3）

申込書に必要な書類を添えて、受付期間内に正本1部、副本1部をフラットファイル等に綴じ、合計2部提出してください。

※ 町長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

※ 町が公募状況の公表等に必要な場合は、応募書類等の内容が無償で使用できるものとします。また、選定終了後など必要に応じ、応募書類等の内容は原則全て公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。

※ 提出いただいた書類等は、返却しません。

※ 応募内容等の変更は原則認めませんが、町と協議のうえ変更していただく場合があります。

(5) 提出方法

エントリーシート及び申込書は、互理町子ども未来課へ持参してください（郵送による提出は不可。事前に子ども未来課へ連絡をお願いします。）。

(6) 事前相談

応募を予定している事業者は、申込み手続きを行う前に、必ず事前相談をお願いします。相談の日程・時間等については、事前に子ども未来課に連絡のうえ、調整をお願いします。

※ 事前相談は、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間となります。

※ 事前相談は、書類審査や決定の可否を行うものではありません。

## 6. 選定方法

(1) 選定方法

選定は、本町の選定委員会において、保育実施場所の環境（送迎の利便性や保育環境等）、事業者の保育に対する考え、保育経験等を総合的に審査のうえ、町長が決定します。

※ 選定委員会は、平成29年10月下旬に開催する予定にしており、応募者から事業実施計画や保育の考え方等の説明をいただきますので、代表者の出席をお願いします。日時は後日応募者へ通知します。

(2) 選定基準項目

①保育についての考え方

②保育環境

③保育時間等の運営方針

④施設整備（改修）計画

⑤その他、運営内容に関して必要な事項

※法人においては、財務状況等の項目が加わります。

(3) 結果報告

選定結果については平成29年11月15日（水）までに書面をもって通知します。

(4) 決定の取り消し

次の事由があった場合は、協議の上、決定を取り消す場合があります。

- ① 保育需要や待機児童の状況に急激な変化（減少）があった場合
- ② 選定された事業者による事業実施が困難と認められる場合
- ③ その他、町長が不適切と認めた場合

## 7. 開設に係る改修等補助金について

家庭的保育事業を実施するために居室等の改修が必要な場合は、補助制度が利用できる場合がありますので、事前に亘理町子ども未来課に相談してください。

(1) 家庭的保育事業開設に係る改修等補助金については、平成29年度の予算に係る議決（平成29年12月予定）をもって正式決定となります。

(2) 正式決定された補助金については、亘理町補助金等交付規則（昭和62年亘理町規則第5号）により、国庫（県）補助制度の基準に基づき交付します。

(3) 補助対象となる工事等については、入札等により業者を選定するなどの条件がありますので、子ども未来課担当者からその方法を確認し適正な執行をお願いします。  
なお、施設整備補助金交付決定前の契約・工事等の事前着手は認められませんのでご注意ください。

(4) 賃貸物件の契約

施設整備に係る補助制度において、基準額に賃借料が加算されるものは、賃貸物件の契約日によって対象外となる場合がありますので、契約前に子ども未来課担当者へ相談してください。

## 8. その他

家庭的保育事業を実施する場合には、別途「認可」を受ける必要がありますので、選定された方（法人）へ子ども未来課からご案内します。

また、保育施設を開設するにあたり消防や給食の関係で届出が必要な場合がありますので、事前に関係機関へ相談のうえ指導を受けてください。

消防の関係	亘理消防署 一部予防係（☎0223-29-4492）
給食の関係	宮城県塩釜保健所岩沼支所食品薬事班（☎0223-22-6294）
従業員を雇用する場合	健康保険・厚生年金：仙台南年金事務所（☎022-246-5111） 雇用保険：ハローワーク仙台（☎022-299-8811）

## 9. 問い合わせ先

亘理町子ども未来課 子育て支援班

電話番号 0223-34-1225（直通）